

児童通所支援サービスの利用についての注意事項

児童発達支援や放課後等デイサービスなどの児童通所支援サービスを利用するには受給者証が必要です。

サービス事業所を利用するにあたり、受給者証と「児童通所支援事業者記入欄」を契約時に必ずご提示ください。

よくあるお問い合わせ

(利用について)

- 現在の利用日数を増やしたいのですがどうしたらいいですか？
 - 受給者証記載の支給決定日数を超えて利用を希望される場合は、サービス等利用計画の変更が必要なため、相談支援事業所にご相談ください。相談支援事業所へ相談後、こども発達支援課（059-354-8064）へもご連絡ください。
 - また、日数の変更のために「障害児通所給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」をご提出ください。
- 1日に2カ所以上利用できますか？
 - 利用できるのは1日1カ所のみです。また、1カ所であっても、1日に複数回利用することはできませんのでご注意ください。
- その月の利用日数が支給日数よりも少なかった場合、余った日数は次の月に繰越できますか？
 - 支給日数はその月に利用可能な日数の上限であるため、余っていたとしても次月に繰越することはできません。
- 行事等でサービス利用予定日をキャンセルしたいのですが、キャンセル日も利用日として数えますか？
 - 実際に利用した日を数えるため、欠席日は数えません。
 - なお、他事業所を利用することを理由に予定していた事業所を欠席する場合は、キャンセル先に他事業所を利用する旨も含めてお伝えください（1日1カ所ルールに関係しています）。

(受給者証について)

- 利用事業所に受給者証を見せる必要があるのはなぜですか

→受給者証にはお子さんが利用できる期間や月当たりの上限日数等、事業所がサービス提供における費用の請求において必要な情報が記載されています。内容に変更がある毎に受給者証を発行しているため、受給者証が届いた際は、必ず利用している全ての事業所に新しい方の受給者証をご提示ください。

- 手元にある受給者証の有効期限が近づいており、引き続きサービスを利用したいときの手続きはどのようにしたらいいですか

→有効期限が近づいたらこども発達支援課より更新の案内を送付いたしますので、お手元に書類が届きましたらご記入の上ご提出ください。

また、更新にあたり、ご記入いただく更新の申請書と相談支援事業所等が作成するサービス等利用計画案が揃い次第、有効期間を更新した受給者証を交付します。

- 引っ越しや世帯状況の変更（の予定）があり、手元にある受給者証の情報を変更したい場合はどうしたらいいですか。

→変更の届出が必要なため、まずはこども発達支援課までご一報ください。変更内容次第で添付書類が変わります。また、市外へ転出される場合は、転出することが分かった時点でご連絡ください。市外へ転居される場合は、転出時点で四日市市の受給者証の効力が切れます。転出先の市町村でサービス利用を引き続きご希望される場合は、ご連絡いただく際にその旨も併せてお伝えください。

- 受給者証を紛失したときはどうしたらいいですか。

→再発行が可能ですので、「再交付申請書」をご記入、ご提出ください。こども発達支援課の窓口へお越しいただいた場合は、その場でお渡しできます。その他、地区市民センターへご提出いただいた場合や、郵送で申請いただいた場合は、ご自宅へ送付いたします。

（申請書類について）

- 児童通所支援のサービスを利用したいのですが、どこに書類がありますか

→初めて利用される方については、お子さんと保護者の方と市担当者との面談が必要なため、面談時に書類をお渡ししております。まずはこども発達支援課にご相談ください。

(その他)

●利用する事業所を増やしたいときはどうしたらいいですか。

→支給決定日数の範囲内であれば、お手元の受給者証と「障害福祉サービス、指定地域相談支援、児童通所支援事業者記入欄」(水色の冊子)を新しく契約する事業所へお持ちいただき、契約することで利用が可能です。

なお、支給決定日数の増を希望される場合は、(利用について)の項目に記載しておりますので、ご確認ください。